

令和 6 年度

仕 様 書

事 業 名 : 公共下水道事業

工 事 場 所 : 竹原市 竹原町

工 事 名 : 多井新開地区下水道（面整備）工事 R6-2

工 事 概 要 : 工事延長 管路延長 L=33.1m
マンホール工 N=1 基
取付管及びます工 N=4 箇所
付帯工 1 式

【添付書類】

- 特記仕様書
- 工事数量総括表
- 図面

等

特記仕様書（個別事項）

第1章 総則 第1節

適用

- 1 本特記仕様書は、多井新開地区下水道（面整備）工事R6-2に適用する。
 - 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・ **土木工事共通仕様書（令和5年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）**
 - ・ **特記仕様書（共通事項）（令和6年4月）広島県**
- ※ 土木工事共通仕様書、特記仕様書（共通事項）は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://shotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
- ・ 下水道土木工事必携（案） 2021年版 公益社団法人 日本下水道協会
 - ・ 竹原市公共下水道工事標準仕様書 竹原市建設部下水道課
- ※ 上記の仕様書は竹原市下水道課のホームページ「公共下水道工事標準仕様書について」に掲載している。
<http://www.city.takehara.lg.jp/gesui/gesui/hyoujyunsiyousyo.html>
- ・ その他関連規格類

第2節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第3節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

- 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。
 - 2 計画の掲示及び公表
受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm
 - 3 実施書の提出
受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。
 - 4 工事現場の管理体制
受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。
 - 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成
受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。
 - (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 6 運搬業者への通知
受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。
- 7 確認結果票の掲示及び公表
受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- 8 確認結果票の保管
受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めものとする。
 - (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
 - (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
 - (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
 - (4) 建設発生土の搬出量
 - (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

第2章 材料

第1節 下水道用鑄鉄製マンホール鉄蓋

- この工事の施工に際して必要となる下水道用鑄鉄製マンホール鉄蓋については、「竹原市下水道用鑄鉄製マンホールふた特記仕様書」に基づく性能を有した製品を使用すること。
- この使用にあたっては、竹原市下水道用鑄鉄製マンホールふた特記仕様書に規定する各種資料を材料承認書に添付し、提出すること。

竹原市下水道用鑄鉄製マンホール蓋一覧

種類 呼び	荷重仕様	本工事使用箇所
一般型マンホールふた (JSWAS G-4準拠)	T-25	—
	T-14	市道部

第2節 その他材料

その他材料は、可能である場合は材料承認書に(社)日本下水道協会認定工場の資格証の写しを添付して提出すること。

第3章 施工条件

第1節 工程

1 施工時期・時間の制限

施工内容	全工種
時期・時間	全工事期間 8:30~17:00 (作業可能時間)
施工方法・理由	工事箇所が民家に近接しているため、安全確保と騒音振動対策を行う

2 地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査

調査項目	地下埋設物(下水道, NTT, 中国電力, その他 ※詳細は「第7章 工事支障物件」)
調査時期	事前に試験掘計画表(試験様式1)を提出し、関係機関と調整の上で工事施工前に試掘を行い、埋設物および土質の確認をすること。(支障物が発見された場合は、監督員と協議すること。) また、試掘結果報告書を監督員に提出すること。 なお、調査にかかわる経費については、本工事費の現場管理費に見込んでいる。

第2節 用地

1 借地(仮置場)

場所	工事箇所より500m以内。なお、実施にあたって500m以上あった場合でも、運搬距離の設計変更は行わない。
期間	1ヶ月
使用条件	土地所有者に借地料を支払うこと。費用は共通仮設費の役務費借地料として見込んでいる。 なお、実施に当たり公共用地等を借地として使用し、借地料が不用となった場合には、現在見込んでいる借地料は本工事費より減額する。
復旧方法	借地範囲を整地して返すこと。仮設材及び建設資材を放置せず、碎石等が残らないよう全て除去すること。

第3節 公害対策

1 公害防止

施工方法	民家に隣接しているため、低騒音型機械を使用するものとする。また、コンクリート破砕等においては十分注意すること。
建設機械・設備	低騒音型機械
作業時間	8時30分~17時00分

2 事前・事後調査(家屋調査等)

範囲	開削工周辺の影響範囲とする(実施戸数は監督員と協議の上、決定する)
調査時期	工事着手前に調査完了すること
調査内容	標準仕様書のとおり
その他	事前・事後及び工事施工中も大きな被害がある旨の申し出を受けた場合、監督員と協議の上調査をすること。

第4節 安全対策

1 交通安全施設

内容	危険防止の為、工事現場には仮囲い・柵等の適当な施設を設置すると共に、夜間には照明灯・注意灯を設置する。また、常時現場付近を点検するなど、保安警戒には十分注意すること。
期間	工事期間中
その他	工事に伴い片側交通等を行う場合は、交通誘導員を適宜配置し、安全対策に努めること。

2 交通誘導員

内容	施工期間において、1施工箇所あたり交通誘導員を2~3人/日配置すること。経費については仮設工の交通管理工に見込んでいる。
期間	工事期間中

3 換気設備(酸欠欠乏症・硫化水素中毒防止対策)

内容	マンホール等の内部作業、特に供用済みの既存マンホールへの接続作業については、低酸素状態及び高濃度の硫化水素が発生していることが予想されるため、作業主任者を適切に配置し、換気を行うなど安全に十分留意の上で作業を行うこと。
期間	工事期間中

第5節 盛土

1 流用土(工事内流用)

本工事の施工により発生する土のうち、可能なものについては当該工事の施工に流用するものと見込んでいる。

第6節 建設副産物

1 建設発生土等(搬出) (建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地(一時堆積))

当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地(一時堆積)のいずれかに搬出するものとする。

また、搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地(一時堆積)を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分にかかる費用は変更しない。

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地(一時堆積)への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

搬出場所(土砂)(有)エスエス(竹原市下野町4698-36)

2 アスファルト殻(搬出)

当該工事により発生するコンクリート殻、アスファルト・コンクリート殻の処分先については、次の処分先条件を想定している。

搬出場所(As殻)(有)エスエス(竹原市下野町字大南山1076)

2 産業廃棄物の場外保管

当該工事により発生する産業廃棄物を事業場の外（建設工事現場以外の場所）において300m²以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事又は政令市長に事前の届出を行うこと。また、届出事項を変更する場合は事前に変更届を、保管をやめたときは30日以内に廃止届を提出すること。
ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は届出対象外とする。

第7節 工事支障物件

1 地下・地上支障物

支障物件	上水道、N T T、中国電力
工事方法	支障とならない位置での施工を優先とする
防護	事前連絡を行い管理者の指示に従い防護を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

2 占用物件工事との重複

内容	水道管については試掘により位置の把握を行い、工事の支障となる場合は移設工事を行う。（設計変更対象）
期間	工事期間中

第8節 その他

1 関係機関・自治体との近接協議

内容	工事契約後に協議、調整を行う。
----	-----------------

1 工事請負契約締結後、工事受注者は監督員の指示により施工箇所付近に工事看板を設置し、付近住民へ工事の周知徹底を図ること。
また、工事着手前には、関係住民への挨拶等を行い、円滑に工事が施工できるように配慮しなければならない。

2 工事施工に伴い車両の通行及び出入りが困難となる場合は、事前に関係住民へ通知等を行うとともに必要に応じて駐車場の確保を行うこと。

3 交通規制、作業時間、道路標識等の配置については警察、道路管理者、関係者及び監督員と十分協議し、その指示に従うこと。

4 工事写真は、監督員の指示により共通仕様書に従って項目毎に必要範囲を撮影すること。

5 本工事を施工するに当たり、週報を提出すること。（週報様式1、2）

6 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、その都度監督員の指示を受けること。
なお、工事施行上、当然必要と思われる工種については受注者の負担で行うこと。

7 本工事において都合上必要となる施工が発生した場合は監督員の指示を受けること。

第4章 その他 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

竹原市下水道用鋳鉄製マンホールふた 特記仕様書

2019年6月

本市が実施する公共下水道事業において、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図ることを目的として、市民の安全・安心の実現や維持管理費の増大を抑制するため、使用される資機材は減災対策や生涯費用の最小化が図れるものとする。

1 適用範囲

この特記仕様は本市が使用する下水道用鋳鉄製マンホールふた呼び600(以下)に適用し、その荷重仕様は日本下水道協会規格(G-4)のT-25及びT-14とする。

2 種類

種類	規格	使用箇所
次世代型マンホールふた (技術マニュアル準拠)	T-25	① 汚水管渠 車道部(T-25)
	T-14	② 雨水管渠
		③ その他協議の上、必要とされる箇所
一般型マンホールふた (JSWAS G-4準拠)	T-14	④ 汚水管渠 生活道路、歩道等
		⑤ その他協議の上必要とされる箇所

3 性能項目

3-1 次世代型マンホールふた

次世代型マンホールふたについては、(財)下水道新技術推進機構発行の『次世代型マンホールふたおよび上部壁技術マニュアル』(2007年3月発行)(以下、技術マニュアル)に準拠した性能とする。

3-2 一般型マンホールふた (JSWAS G-4準拠型)

一般型マンホールふたについては、日本下水道協会規格(JSWAS) G-4に準拠した性能とする。

4 性能確認方法

試験成績書を発行する性能検査場所は、検査が確実・公平に透明性を持って実施できる、公設試験場もしくは第三者性を説明できる試験場（ISO/IEC17025取得等）で実施することとする。ただし、本市が試験所として製造業者を認めた場合はこの限りではない。尚、検査に供する製品及び検査費用は、製造業者負担とする。

4-1 次世代型マンホールふた

次世代型マンホールふたの材料承認については、事前に技術マニュアルに準拠していることを証明する試験成績書等の資料を添付した承認申請を、当市担当者に提出し承認を得ること。

4-2 一般型マンホールふた

一般型マンホールふたの材料承認については、事前に JSWAS G-4 に性能が準拠したことを証明する承認申請を、当市担当者に提出し承認を得ること。

※T-25、T-14 両方の荷重区分の製品を検査する場合や一般型・除雪対応型など、性能によっては影響する製品構造部位が同一であれば、事前調整の上、いずれかの荷重区分のみの検査、若しくは検査条件・合否判定条件が厳しい荷重区分のみの検査とすることができる。本市が不必要と認めた場合には検査項目を省略又は指示された方法に変更することができる。

5 性能確認項目

5-1 次世代型マンホールふた試験項目（技術マニュアルに準拠）

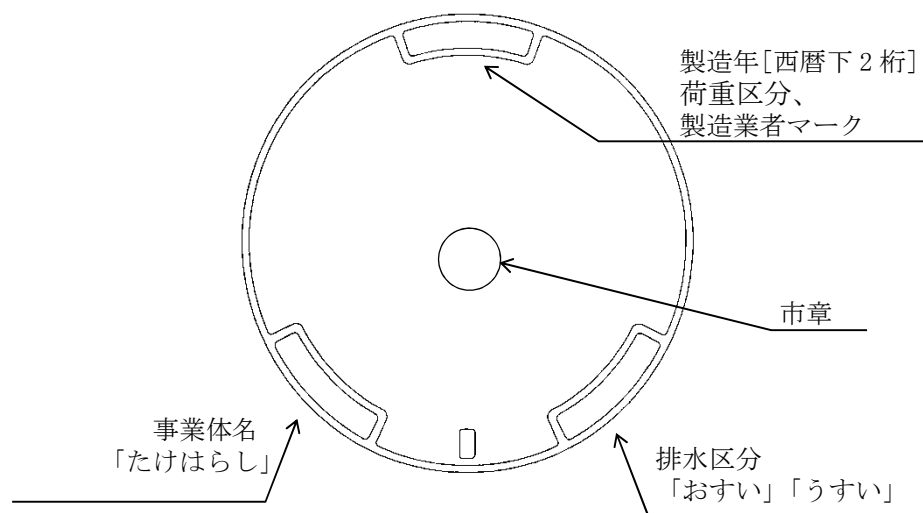
性能	試験項目	摘要
耐スリップ	滑り抵抗試験（初期性能、限界性能）	
がたつき防止	交互荷重試験（初期性能）	
	輪荷重走行試験（限界性能）	
	落錘衝撃試験（参考）	G-4 [参考]
耐荷重（破損）	荷重たわみ試験	G-4
	耐荷重試験	G-4
	発生応力度試験（初期性能、限界性能）	
	材質試験（Y7°ロック、実体切出し）	G-4（Y7°ロック）
耐腐食	腐食試験（Y7°ロック、実体切出し）	
浮上・飛散防止	圧力解放性能試験（機械的、水理的）	G-4 [参考]
	圧力解放時の部品強度確認試験（錠・蝶番および浮上ロック）	G-4
	ふた浮上性能試験（浮上しろ、車両通行、浮上後ふた段差）	G-4
転落・落下防止	転落防止装置耐揚圧荷重強さ試験	G-4 [附属書]
	転落防止装置荷重強さ試験	G-4 [附属書]
不法開放防止	不法開放防止性能試験	G-4
	施錠強度確認試験	
施工性	傾斜施工試験	
	枠変形防止性確認試験	
維持管理作業性	維持管理作業性確認試験	
寸法、外観および形状	寸法検査	G-4
	外観および形状検査	G-4

5-2 一般型マンホールふた試験項目（JSWAS G-4に準拠）

性能	試験項目	摘要
耐荷重（破損）	荷重たわみ試験	G-4
	耐荷重試験	G-4
	材質試験（Y7°ロック、実体切出し）	G-4（Y7°ロック）
浮上・飛散防止	圧力解放時の部品強度確認試験（錠・蝶番および浮上ロック）	G-4
	ふた浮上性能試験（浮上しろ、車両通行、浮上後ふた段差）	G-4
転落・落下防止	転落防止装置耐揚圧荷重強さ試験	G-4 [附属書]
	転落防止装置荷重強さ試験	G-4 [附属書]
不法開放防止	不法開放防止性能試験	G-4
寸法、外観および形状	寸法検査	G-4
	外観および形状検査	G-4

6 表示

6-1 次世代型マンホールふた表面鋳出し



6-2 一般型マンホールふた表面鋳出し

一般型については本市指定の表面デザインに鋳出しする。

7 疑義

以上の事項に該当しない疑義については協議の上決定するものとする。

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
本工事費				
管路施設(開削工法)				レベル1
管きょ工(開削)	【補助】	式	1	レベル2
管路土工	【補助】	式	1	レベル3
管路掘削	【補助】	式	1	レベル4
管路埋戻	【補助】	式	1	レベル4
発生土処理	【現場 仮置場】 【補助】	式	1	レベル4
埋戻土運搬	【仮置場 現場】 【補助】	式	1	レベル4
発生土処理	【仮置場 処分場】 【補助】	式	1	レベル4
管布設工	【補助】	式	1	レベル3
リップ付硬質塩化ビニル管	【 200】 【補助】	m	33.1	レベル4
埋設標識テープ	【補助】	m	33.0	レベル4
管基礎工	【補助】	式	1	レベル3
砕石基礎	【RC-40】 【補助】	m	33.0	レベル4
管路土留工	【補助】	式	1	レベル3
軽量鋼矢板土留	【補助】	式	1	レベル4
開削水替工	【補助】	式	1	レベル3
開削水替	【補助】	式	1	レベル4

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
マンホール工	【補助】	式	1	レベル2
組立マンホール工	【補助】	式	1	レベル3
組立1号マンホール	【補助】	箇所	1	レベル4
取付管およびます工	【補助】	式	1	レベル2
管路土工	【補助】	式	1	レベル3
管路掘削	【補助】	式	1	レベル4
管路埋戻	【補助】	式	1	レベル4
発生土処理	【現場 仮置場】 【補助】	式	1	レベル4
埋戻土運搬	【仮置場 現場】 【補助】	式	1	レベル4
発生土処理	【仮置場 処分場】 【補助】	式	1	レベル4
ます設置工	【補助】	式	1	レベル3
ます(塩化ビニル製)	【補助】	箇所	4	レベル4
取付管布設工	【補助】	式	1	レベル3
取付管(硬質塩化ビニル管)	【補助】	箇所	4	レベル4
付帯工	【補助】	式	1	レベル2
舗装撤去工	【補助】	式	1	レベル3
舗装版切断	【補助】	m	98	レベル4
舗装版破碎	【補助】	m2	44	レベル4

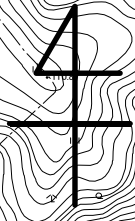
工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
殻運搬処理	【補助】	m3	2	レベル4
舗装復旧工		式	1	レベル3
下層路盤(車道・路肩部)		m2	44	レベル4
上層路盤(車道・路肩部)		m2	44	レベル4
表層(車道・路肩部)		m2	44	レベル4
全工種共通仮設		式	1	レベル1
仮設工		式	1	レベル2
交通管理工		式	1	レベル3
交通誘導警備員		人	15	レベル4
** 直接工事費 **				
役務費				
役務費		式	1	レベル2
役務費		式	1	レベル3
借地料	土地の借上げ等に要する費用	式	1	レベル4
運搬費				
運搬費	【補助】	式	1	レベル2
運搬費	【補助】	式	1	レベル3
仮設材運搬費	【補助】	t	7.6	レベル4

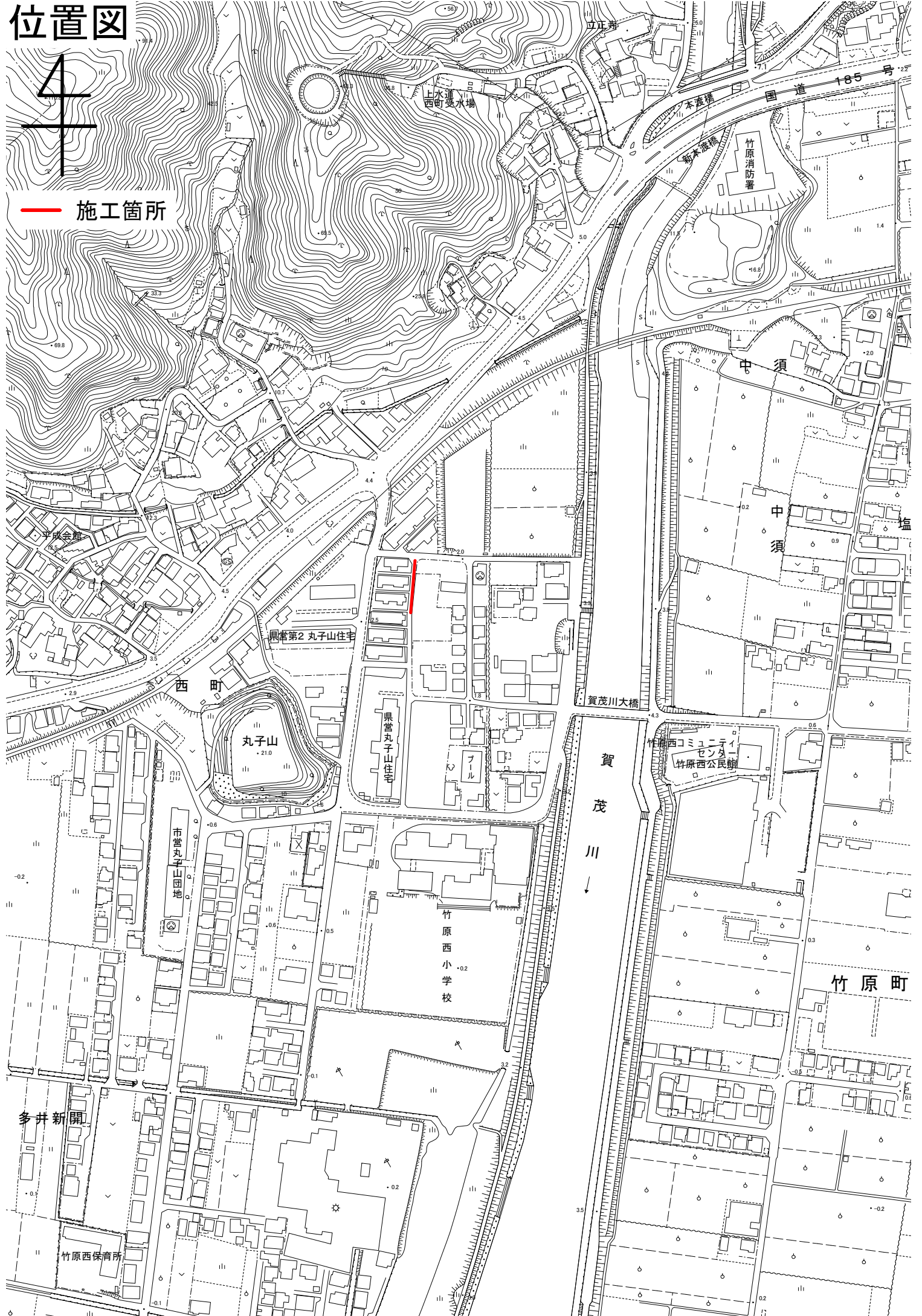
工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
技術管理費				
技術管理費		式	1	レベル2
技術管理費		式	1	レベル3
施工調査費		式	1	レベル4
共通仮設費率分				
** 共通仮設費計 **				
** 純工事費 **				
現場管理費				
** 工事原価 **				
一般管理費率分				
契約保証費				
一般管理費計				
** 工事価格 **				
** 消費税相当額 **				
** 工事費計 **				
** 契約保証費計 **				

位置図



— 施工箇所



上水道
西町変水場

竹原消防署

中須

中須

中須

西町

丸子山
21.0

県営第2 丸子山住宅

県営丸子山住宅

竹原西小学校

賀茂川大橋

賀茂川

竹原西コミュニティセンター
竹原西公民館

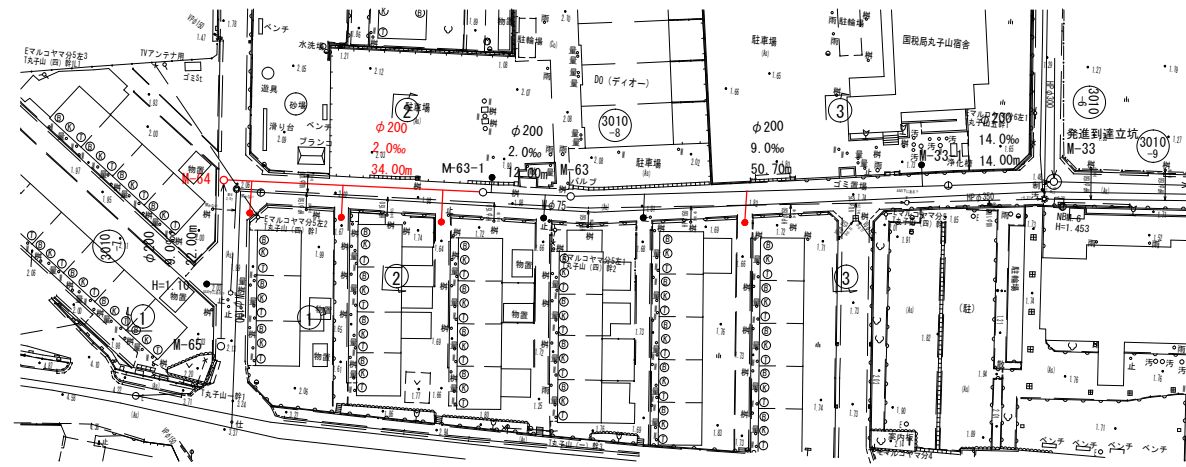
竹原町

多井新開

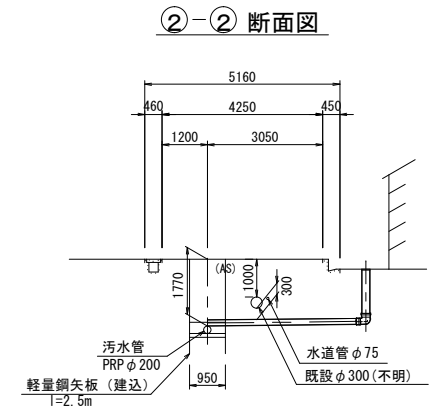
竹原西保育所

図面番号	1/1	縮尺	図示	課長
工事名	多井新聞地区下水道(面整備)工事R0-2			課長補佐
種別	平面図・縦断面図・横断面図			係長
施設名				設計者
工事箇所	竹原市 竹原町 地内			
設計年月日	竹原市			

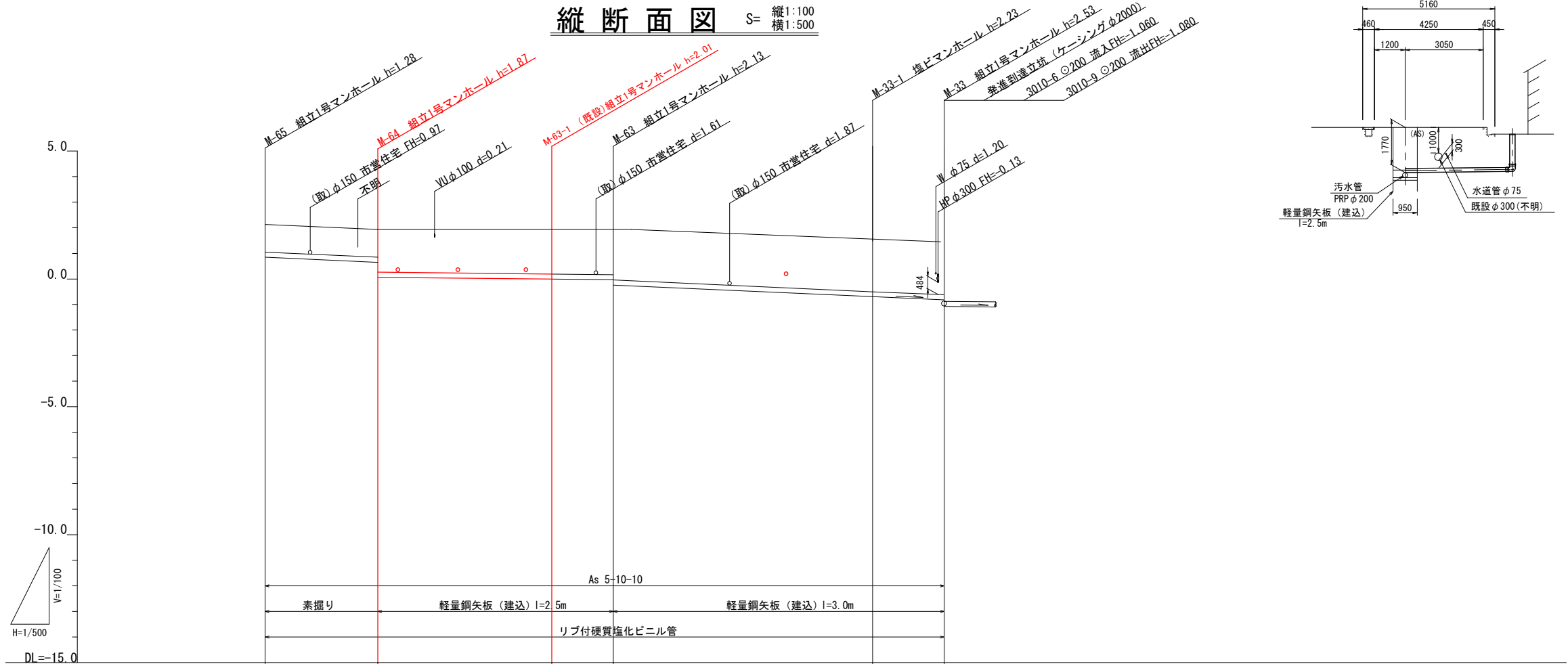
平面図 S=1:500



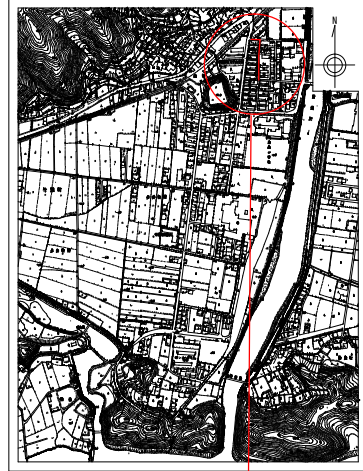
横断面図 S=1:100



縦断面図 S= 縦1:100 横1:500



位置図 S=1:10,000



施工箇所

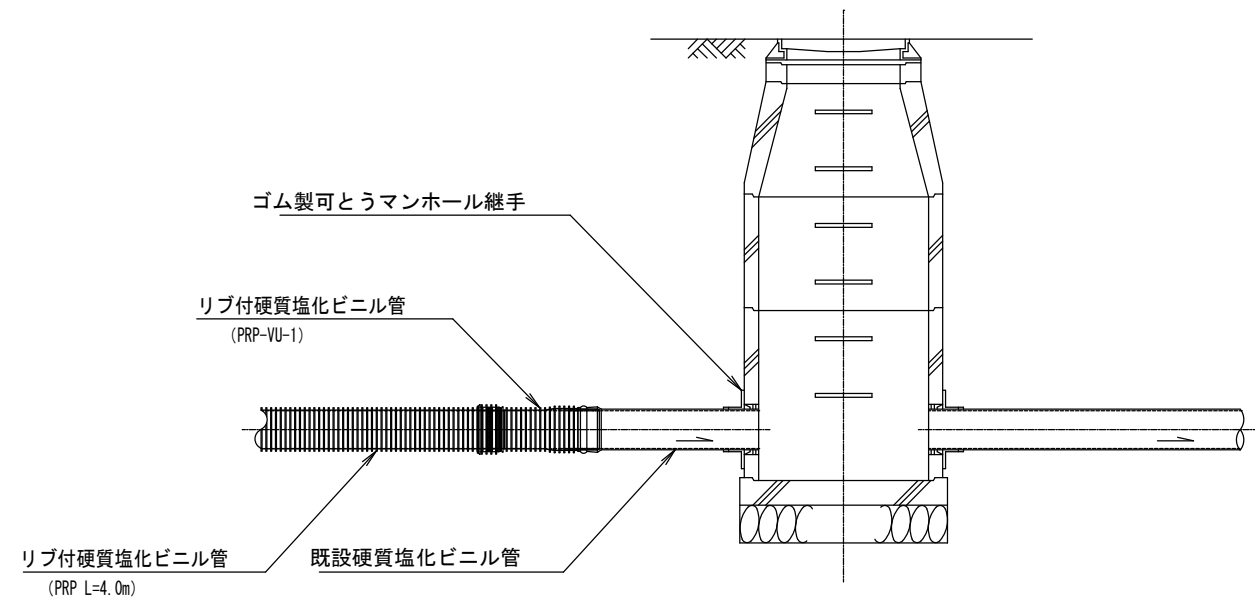
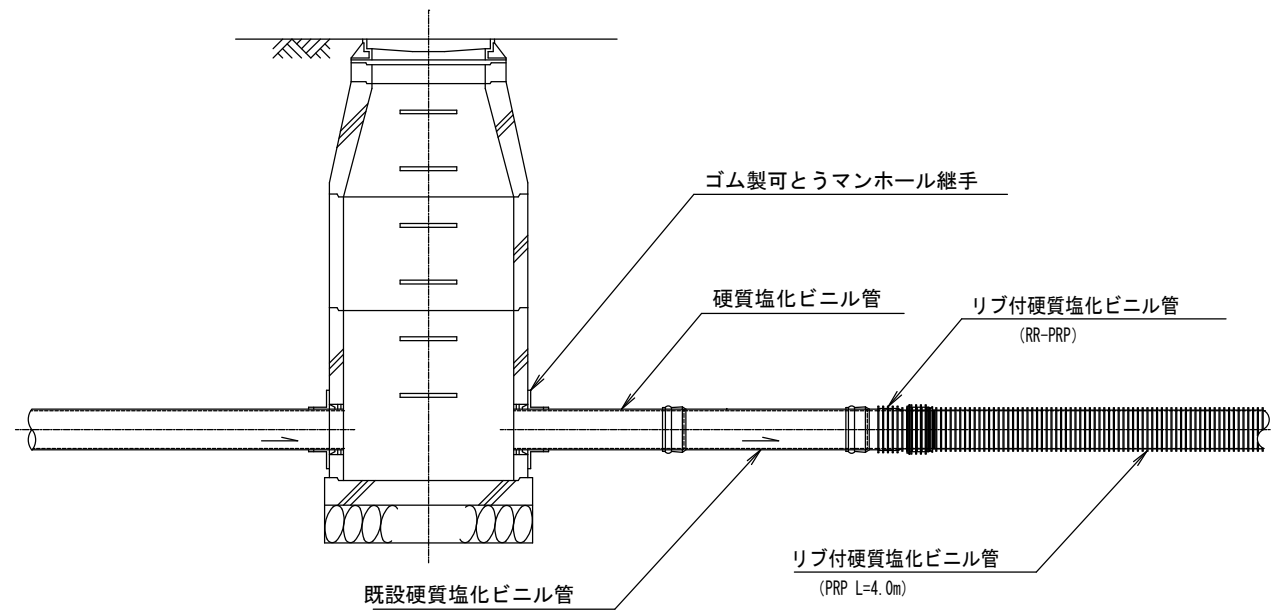
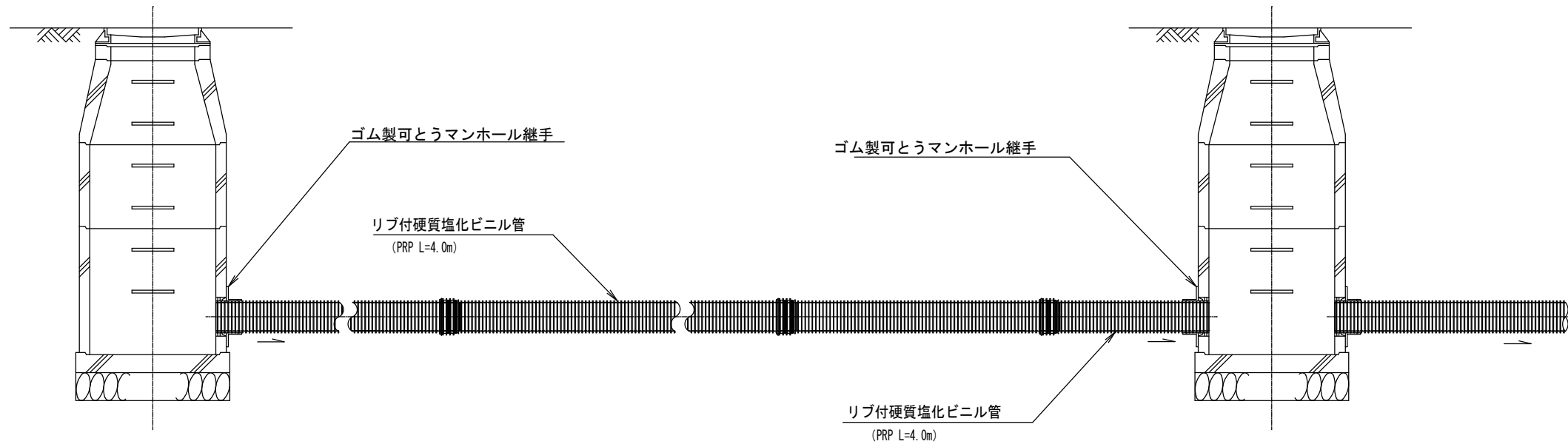
凡 例	
——	汚水実施
---	汚水既設
---	雨水既設
---	汚水計画
---	雨水計画
○	組立1号マンホール
◎	組立2号マンホール
△	組立3号マンホール
⊕	塩ビマンホール
□	雨水樹取付(新設)
⊗	雨水樹取付(既設)
●	汚水樹取付
⊗	汚水樹取付(既設)
(-)	水道管
(N)	N T T 地下ケーブル
(-)	中電ケーブル

DL=-15.0

管記号	3010-7	3010-8				
管径(mm)	200	200				
勾配(%)	9.0	2.0		9.0		
区間距離	22.0	34.00	12.00	50.70	14.00	
地盤高	2.13	1.94	1.93	1.88	1.53	1.45
土被り	1.08	1.09 1.67	1.79 1.81	1.79 1.94	2.03	2.08
管底高	0.850	0.652 0.069	-0.059 -0.079	-0.103 -0.239	-0.699	-0.825
掘削深	1.38	1.39 1.97	2.09 2.11	2.09 2.24	2.33	2.38
追加距離	132.00	110.00	76.70	64.70	14.00	0.00

図面番号	縮尺	1/40	図長
事業名	竹原公共下水道事業（污水）		
種別	組立1号人孔構造図	番号	図長
施設名	副管標準図		
工事箇所	竹原市	地内	図長
設計年月日	竹原市		

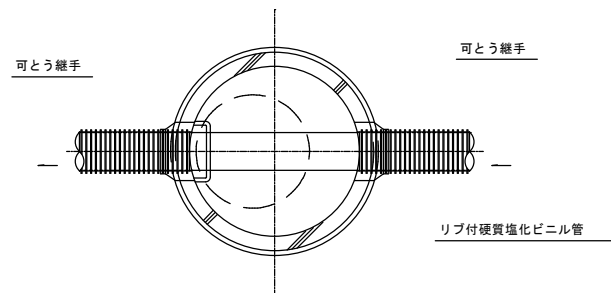
リブ付硬質塩化ビニル管布設標準図



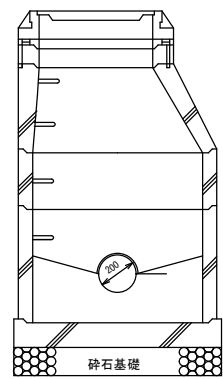
図面番号	縮尺	1/40	課長
事業名	竹原公共下水道事業（污水）		
種別	組立1号人孔構造図	番号	課長補佐
施設名	副管標準図		
工事箇所	竹原市	地内	係長
設計年月日	竹原市		
			設計者

組立1号人孔構造図

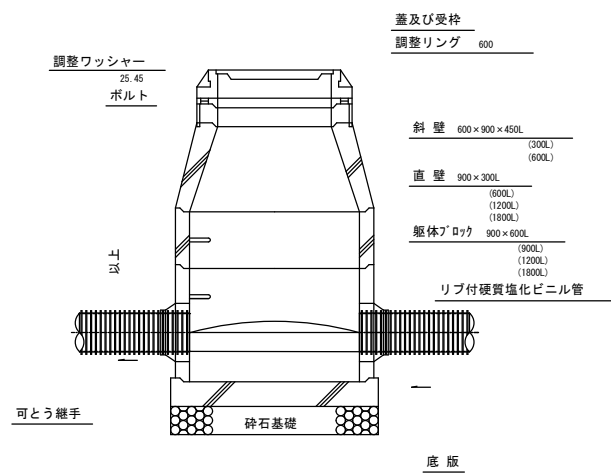
平面図



横断面図



縦断面図

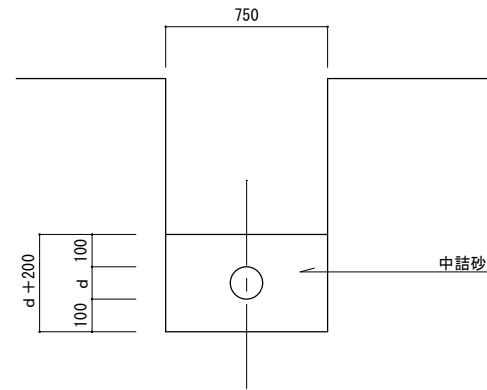


※ズレ防止に緊結材を使用する。

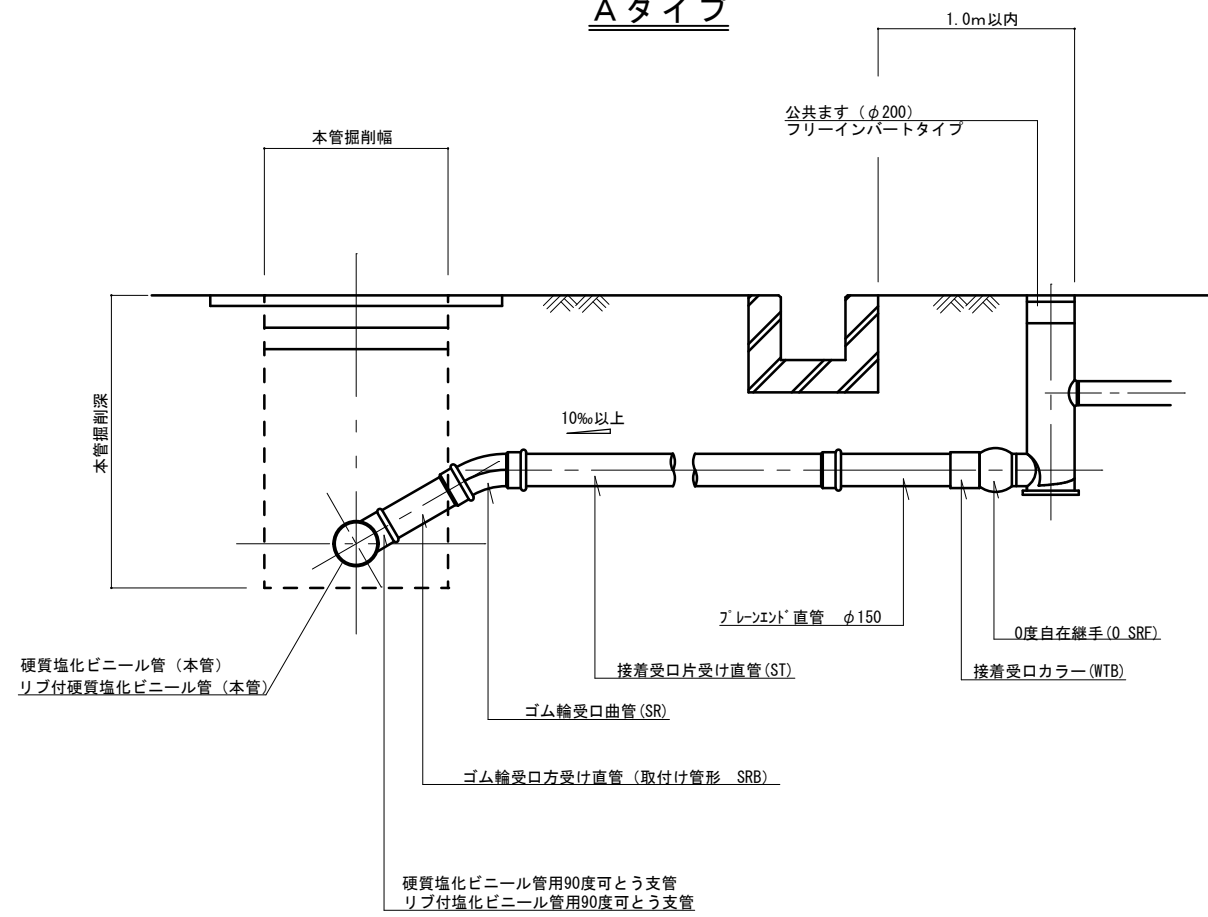
図面番号	縮尺	1/40	図長
事業名	竹原公共下水道事業(汚水)		
種別	取付管標準図	番号	図長
施設名	竹原市		
工事箇所	竹原市	地内	設計者
設計年月日	竹原市		

取付管標準構造図

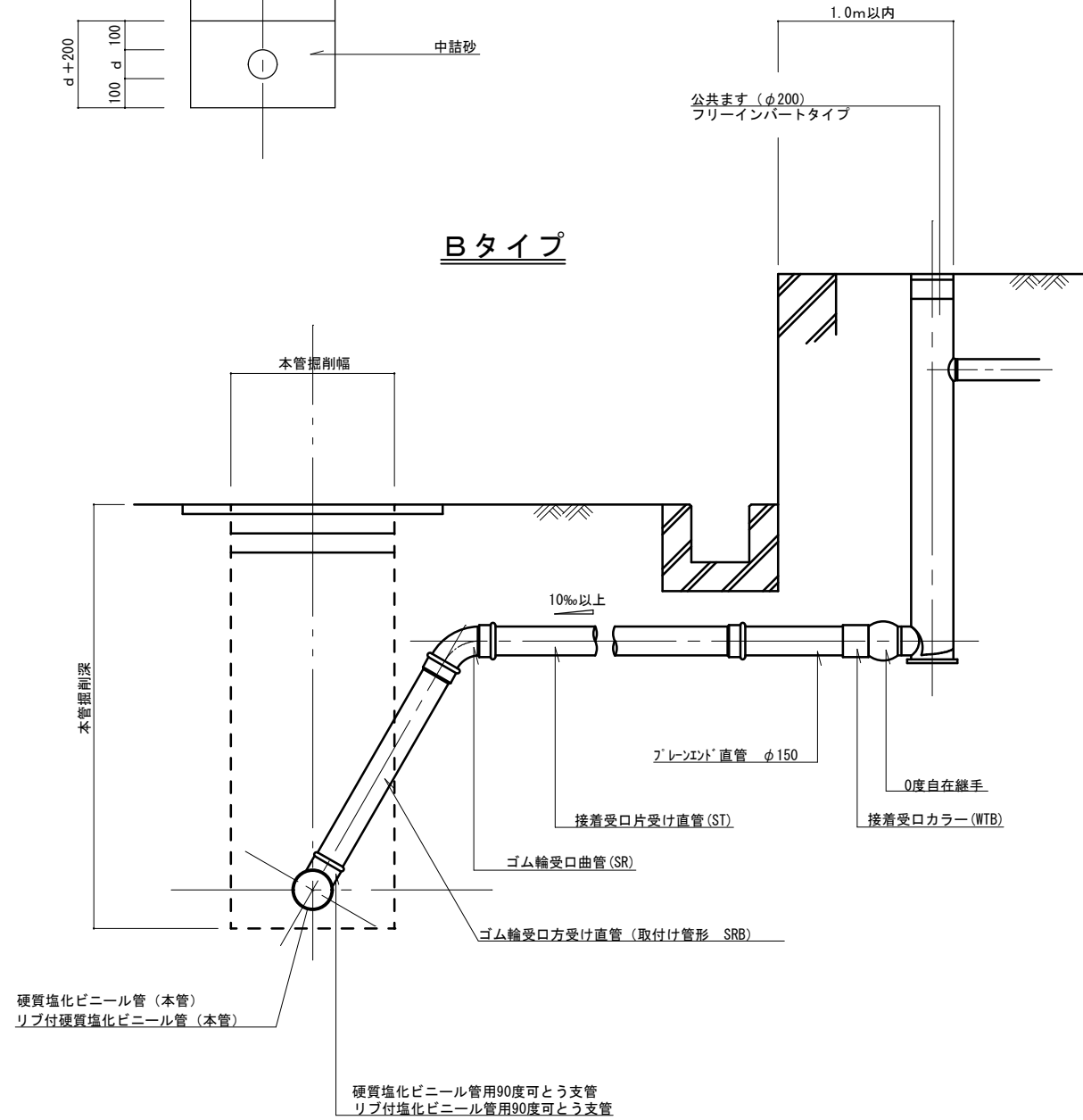
取付管基礎構造図



Aタイプ



Bタイプ



- ※1: 柵の設置位置、深さ、種類、蓋類、復旧方法、施工管理方法等、事前に監督員と協議の上実施すること。
- ※2: 0度自在継ぎ手の可とう部は、プライマー処理の上、コーキングを行うこと。